

(電子メール施行)

薬第1207号
令和8年3月25日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿
宮城県薬事工業協会会長 殿
一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿
一般社団法人宮城県病院薬剤師会会長 殿
宮城県毒劇物協会会長 殿
一般社団法人宮城県温泉協会会長

保健福祉部長
(公印省略)

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例
について (通知)

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和8年3月25日付け「各種使用料及び手数料並びに各種
利用料金の基準額等の改定等に関する条例」(令和8年宮城県条例第16号)の公布に伴い、
下記に記載の条例の一部が改正されますので、貴会会員に周知願います。

記

1 改正の概要

近年の物価高騰や労務費の上昇等により、各種手数料を改めたもの。

2 対象となる条例 (当部薬務課所管分のみ)

- (1) 温泉法施行条例 (平成12年宮城県条例第56号)
- (2) 毒物及び劇物取締法施行条例 (平成12年宮城県条例第59号)
- (3) 大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例 (平成12年宮城県条例第58号)
- (4) 覚醒剤取締法施行条例 (平成12年宮城県条例第60号)
- (5) 麻薬及び向精神薬取締法施行条例 (平成12年宮城県条例第61号)

3 施行日

令和8年4月1日

4 その他

改正条例は以下に示す県公報に掲載されており、別添のとおり送付します。
令和8年3月25日 (水曜日) 宮城県公報 号外第11号

【担当】薬務課 薬事温泉班 横田、櫻井
監視麻薬班 渡部
電話 022-211-2652/022-211-2653